

なぜ「^{しょうがいしゃじょうほう}障害者情報^{じょうれい}コミュニケーション^{じょうれい}条例」 が^{ひつよう}必要な^{ひつよう}のか

^{とうきょうとしょうがいしゃじょうほう}東京都障害者情報^{じょうれい}コミュニケーション^{じょうれい}条例とは？

障害の種類や程度に応じたコミュニケーション手段が十分に整っていないことや、社会の理解・配慮が不十分であることから、情報の取得や意思疎通に困難を感じる場面は、いまなお少なくありません。

この条例では、障害のある人が、手話や文字情報、音声、ICTなど、多様な手段の中から、その人にあった方法を選択し、情報の取得・利用や、コミュニケーションを円滑に図ることができるよう、環境づくりを進めるため必要なことを定めています。

^{じょうれい}条例^{めざ}が目指すこと

情報通信技術の活用や多様なコミュニケーション手段、環境づくりなどさまざまな施策を通じ、情報の取得や利用、意思疎通に関わるバリア(障壁)を取り除き、だれもが障害の有無などによって分け隔てられることなく、安心して生活できる社会の実現を目指します。

